

令和5年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の町内会等が実施する集会施設の環境改善事業に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において令和5年度十和田市集会施設環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 町内会又は複数の町内会により組織された団体をいう。
- (2) 集会施設 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 町内会等が所有し、かつ、管理する建物であること。
 - イ 会議室等の地域住民がコミュニティ活動を行うことができる機能を有していること。
 - ウ 地域住民が継続的に使用することができること。
 - エ 神社仏閣等宗教に関連する機能を備えていないこと。
- (3) 環境改善事業 水洗化又は洋式化に係るトイレの改修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 過去に十和田市集会施設環境改善事業補助金の交付を受けていない市内の町内会等
- (2) 災害その他の特別の事情により市長が必要と認めた町内会等

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 町内会等は、補助金の交付を受けようとするときは、令和5年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 平面図
- (4) 見積書
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、町内会等に令和5年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 町内会等は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに令和5年度十和田市集会施設環境改善事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費精算書(様式第6号)
- (2) 領収証、受領証等の支払を証明する書類の写し
- (3) 工事写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付金額確定通知書(様式第7号)により町内会等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の請求)

第10条 町内会等は、補助金を請求しようとするときは、令和5年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とするものについては、令和5年度十和田市集会施設環境改善事業補助金概算払請求書(様式第9号)によらなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助金の額
(1) 下水道、集落排水等への接続に係る費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に
(2) 浄化槽設置に係る排水設備費用	1,000円未満の端数が生じる
(3) 水洗式及び洋式便器への取替費用	ときは、その端数を切り捨て
(4) 上記に伴う電気、給排水並びに必要な最低限の床及び壁の改修費用	た額。)又は750,000円のいずれか低い額以内